隠岐の島町報道発表資料

令和８年 10 月 20 日
隠岐の島町
総務課行政係

隠岐の島町・隠岐の島警察署・公益社団法人島根被害者サポートセンターによる
「隠岐の島町犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」締結式

１．概要	隠岐の島町と隠岐の島警察署、島根被害者サポートセンターの三者間で、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結します。
２．開催日時	令和８年 10 月 26 日（月）　13：30～14：15
３．開催場所	隠岐の島町役場本庁舎　２階　201 会議室
４．主催	隠岐の島町
５．参加者	隠岐の島町長　池田高世偉 隠岐の島警察署長　岩本富士久 公益社団法人島根被害者サポートセンター理事長　金崎智枝
６．詳細内容	

【背景】
・国においては、犯罪被害者等基本法の制定以降、刻々と変化する社会情勢を受け、第４次犯罪被害者等基本計画の策定や、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会とりまとめが行われました。
・本年２月以降、島根県警察本部との協議の中で、本町としても支援策の強化の必要性を認識したことから、令和８年 10 月１日を施行日とする隠岐の島町犯罪被害者等支援条例及び同施行規則を制定しました。
・この取組をより確実に進めるためには、町、警察署及び島根被害者サポートセンターの三者が、それぞれの専門性を生かし、連携していくことが必要であることから、連携協力に関する協定を締結するに至りました。
・犯罪被害者等支援条例は、県内では益田市、飯南町、美郷町が制定済みです。

７．特記事項	―
８．その他	本件に関するご質問がありましたら、事前に下記までご連絡ください。
９．お問合せ先	隠岐の島町総務課　行政係（担当者）忌部正英 ：08512-2-2111　FAX：08512-2-6005 Mail：soumu@town.okinoshima.shimane.jp